

平成21年5月8日

各位

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 8 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 23 日開催予定の当 社第 81 回定時株主総会に下記のとおり、定款一部変更議案を付議することを決議いたしま したので、お知らせいたします。

記

I 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は株式振替制度に一斉移行されました(株券の電子化)ので現行定款に以下のとおり、変更を行うものであります。
 - ①当社定款のうち、株券の存在を前提とした規定を削除するとともに、実質株主名 簿および実質株主の文言を削除し、その他の文言の削除、修正等所要の変更を行います。
 - ②株券喪失登録簿に関する事務は決済合理化法施行日の翌日から起算して1年間の時限の取扱であるため、附則として所要の規定を設けることといたします。
 - ③なお、現行定款第8条第1項につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に 基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日としてその定めを廃止する 定款変更の決議をしたものとみなされております。
- (2) 取締役および監査役が期待される役割を十分発揮できるよう取締役会の決議によって当該役員の損害賠償責任を法令の限度において免除することを可能とし、また、 社外取締役および社外監査役として有用な人材の招聘を継続的に行えるよう当該社 外役員との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、変更案第21条(取 締役の責任免除)および第32条(監査役の責任免除)を新設いたします。なお、変 更案第21条に関しては監査役全員一致の同意を得ております。

Ⅱ 変更の内容

別紙の「定款一部変更新旧対照表」のとおりです。

Ⅲ 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 23 日 (火曜日) (予定) 定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 23 日 (火曜日) (予定)

以 上

Ⅱ 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

定款一部変更新旧対照表

(下線が変更部分であります)

現行定款

変更案

第1条~第7条(現行どおり)

第1条~第7条 (条文省略)

(株券の発行)

第 8 条 当会社は、株式に係る株券を発 行する。

(2) 当会社は、前項の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。

(基 準 日)

第 <u>9</u> 条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>に記載または記録された議決権を有する株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(2) 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に<u>記載または</u>記録された株主<u>もしくは</u>登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 (条文省略)

- (2) (条文省略)
- (3) 当会社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。

第 11 条~第 21 条 (条文省略)

(削 除)

(基 準 日)

第<u>8</u>条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(2) 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記録された株主<u>または</u>登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

(株主名簿管理人)

第 9 条 (現行どおり)

- (2) (現行どおり)
- (3) 当会社の株主名簿および新株予約権原 簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え 置き、株主名簿および新株予約権原簿への記 録、単元未満株式の買取り、その他株式なら びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管 理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを 取り扱わない。

第10条~第20条(現行どおり)

(新 設)

第 22 条~第 31 条 (条文省略)

(新 設)

第 32 条~第 40 条 (条文省略)

(期末配当金)

第 41 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下期末配当金という。)を支払う。

(中間配当金)

第 42 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に<u>記載または</u>記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下中間配当金という。)をすることができる。

第43条~第45条(条文省略)

(取締役の責任免除)

第 21 条 当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる。

(2) 当会社は、社外取締役との間で、当該 社外取締役の会社法第 423 条第1項の責任 につき、善意でかつ重大な過失がない場合 は、法令の定める額を限度額として責任を限 定する契約を締結することができる。

第22条~第31条(現行どおり)

(監査役の責任免除)

第 32 条 当会社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる。

(2) 当会社は、社外監査役との間で、当該 社外監査役の会社法第 423 条第1項の責任 につき、善意でかつ重大な過失がない場合 は、法令の定める額を限度額として責任を限 定する契約を締結することができる。

第 33 条~第 41 条(現行どおり)

(期末配当金)

第 42 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下期末配当金という。)を支払う。

(中間配当金)

第 <u>43</u> 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下中間配当金という。)をすることができる。

第44条~第46条(現行どおり)

(新 設)

(附 則)

第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成お よび備え置き、その他の株券喪失登録簿に関 する事務は、これを株主名簿管理人に委託 し、当会社においてこれを取り扱わない。

第2条 前条および本条は、平成22年1月 5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除するものとする。